

ヤマダセゾンカードローン特約

第1条（カード名称）

株式会社クレディセゾン（以下「当社」という）が株式会社ヤマダLAB Iカードと提携して発行するローンカードをヤマダセゾンカードローン（以下「本カード」という）と称します。

第2条（カードの発行）

お客様が、本特約とセゾンカードローン規約を承認し本カードご利用のお申込みをされ、当社がセゾンカードローン規約第1条に定める本会員または家族会員として本カードのご利用を承諾した方（以下「会員」という）に、本カードを発行いたします。契約は、当社が承諾した日に成立するものとします。

第3条（カード規約）

本カードについては、セゾンカードローン規約に加え本特約が適用されます。両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

第4条（本規約の変更等の準用）

セゾンカードローン規約第17条（本規約の変更等）の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、セゾンカードローン規約第17条（本規約の変更等）中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。